

# 福生市教育委員会会議録

平成29年第8回定例会

- 1 開催年月日 平成29年8月22日(火)
- 2 開始時刻 午後3時00分
- 3 終了時刻 午後3時45分
- 4 場 所 第二棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 坂 本 和 良  
委 員 野 口 哲 也
- 6 欠席委員 委 員 新 藤 美 知 子
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 久 保 淳  
参事兼教育指導課長 井 尻 郁 夫  
教 育 総 務 課 長 中 島 雅 人  
教 育 支 援 課 長 野 崎 昌 利  
学 校 給 食 課 長 村 野 和 彦  
生 涯 学 習 推 進 課 長 岡 部 健 一  
ス ポ ー ツ 推 進 課 長 内 藤 毅 誠  
公 民 館 長 佐 藤 克 年  
図 書 館 長 森 田 雅 枝  
特 別 支 援 教 育 担 当 主 幹 千 葉 か お り  
英 語 教 育 推 進 担 当 主 幹 林 宣 之
- 8 傍 聴 人 0人

午後3時00分 開会

教 育 長     それでは、ただいまから平成29年第8回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

          今日は、新藤委員から欠席届が提出されております。委員の過半数が出席をしておりますので、本定例会の定足数は満たしております。

          これより本日の会議を開きます。

          これより日程に入ります。

          日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

          福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤孝子委員、渡辺浩行委員の兩名を署名委員として指名いたします。

          次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

          初めに、久保部長より報告願います。

教 育 部 長     それでは、教育長報告を申し上げます。A3の資料をご覧ください。

          私からは、学校教育を除く所管事務ということで御説明させていただきます。

          まず、市全体でございますが、8月3日から6日までの4日間、福生七夕まつりが開催されております。来場者につきましては、所管課の発表では39万5,000人ということで、前回よりも6万人ほど増えたとのことでございます。これはあくまでも所管課の推測でございますが、今年は日中外出もはばかれるような猛暑ではなく曇りであったこと、また雨のおそれもございましたが、4日間通じて雨降りもなかったといった気象面や、アメリカ風の洋の魅力を全面にテーマをはっきりと取り入れまして企画をしたという点が注目された理由ではないかとのことございました。

          また、8月13日は、市民会館小ホールにて平和のつどいが開催されております。市内在住の鈴木利二さんに旧日本陸軍航空審査部電波班での経験、また牛浜駅の周辺の歴史について御講演いただいたところでございます。

          続いて、教育総務課でございます。8日に、皆さん御出席の上、臨時会が開催されまして道徳の教科書について御審議をいただいております。また、21日に教育委員会連合会理事会の研修会が自治会館で開かれました。

          学校給食課でございます。これからの予定となりますが、27日に防災食育センター竣工記念式典がございます。当日は、1,000食分のおにぎりや汁物や地元の農作物で、現在の予定ではジャガイモが提供される予定でございます。この食材であるお米につきましては、西多摩農協から、農作物

は福生市の地元農業者からの御厚意により御提供いただくものでございます。

なお、小学校、中学校の完全給食でございますが、こちらにつきましては、9月1日から開始いたします。当日は、市長、また教育長にも生徒たちと一緒に試食していただく予定でございます。

生涯学習推進課でございます。7月22日から25日まで開催されましたグローバルヴィレッジの報告会が8月10日に市民会館で行われております。参加者の児童・生徒からは、また参加したいなどの感想がございました。大変喜ばしく感じております。

続きまして、公民館でございます。夏休み中ということでさまざまな事業が行われております。こちらの欄外に事業がたくさん書いてございますが、小さい文字で申しわけございません。下段から3行目に、公民館本館で市民が語る平和とパネル展、松林分館で平和講座、シベリア抑留体験者の証言が行われております。本館のパネル展「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間パネル展」は、市内のNPOの協力もいただきまして、7月29日から8月12日、また8月16日から8月20日までの間行いまして、新聞にも取り上げられ、注目を集めたところでございます。

図書館でございますが、7月から引き続き夏！体験ボランティアの受け入れを行ってございまして、3日間、中央図書館で4名を受け入れております。また、8月2日以降、一日図書館員ということで、各図書館合計で20名の小学生が、図書館員の仕事を体験いたしました。

私からは以上でございます。

教 育 長  
参事兼教育指導課長

次に、井尻参事より報告願います。

それでは、私から、学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。

大きく2点でございます。1点目は、2学期の始業式でございます。ちょうど1週間後の8月29日火曜日から2学期が始まります。

2点目は、行事等当面の予定でございまして、4点ございます。1点目は、中学校修学旅行です。福生第三中学校が9月5日から、福生第一中学校が9月7日からそれぞれ2泊3日の日程で奈良、京都方面へ行ってまいります。

次に、小学校名栗自然教室です。福生第二小学校が9月21日から、福生第六小学校が9月26日から、それぞれ1泊2日の日程でございます。本年度から初めての実施になります。

続いて、中学生の職場体験です。福生第三中学校が9月13日から3日間行う予定でございます。

最後に、道徳授業地区公開講座でございます。福生第一中学校が9月2日、福生第二中学校、第三中学校が9月16日、いずれも土曜日に学校公開を兼ねての実施となります。なお、夏休みの教職員の研修につきましては、次回報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

教 育 長 以上、報告は終わりました。質問がありましたら、お願いいたします。  
よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第57号、平成29年度福生市一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明を願います。

教育総務課長 議案第57号、平成29年度福生市一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

資料の3ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から別紙写しのおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。5ページから17ページまでが市長からの意見聴取の写しの資料でございます。補正予算の内容につきましては、8ページをお願いいたします。

平成29年度福生市一般会計補正予算（第3号）の第1条のおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ14億8,945万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ264億3,131万6,000円とするものでございます。

それでは、教育費に関する部分の補正につきまして御説明をいたします。

まず、歳入についてでございます。14ページをお願いいたします。中段の第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第6目の教育費国庫補助金は、5,212万5,000円の増でございます。右側の説明欄をごらんいただきたく存じます。説明欄6、学校給食センター解体除去事業補助金5,212万5,000円は、第一給食センターの解体除去費用について防衛省との折衝により、防衛施設周辺民生安定施設整備助成事業補助金、いわゆる8条補助金が認められ、新たな歳入として計上し、充当するものでございます。

次に、第15款都支出金、第2項都補助金、第7目の教育費都補助金は、

79万8,000円の増でございます。右側の説明欄をごらんください。説明欄1、スポーツ振興等事業費補助金79万8,000円は、後ほど歳出で御説明いたしますブラインドサッカーファンフェスタ実施の補助金でございます。

次に、歳出でございます。16ページをお願いいたします。第9款教育費、第5項社会教育費、第1目生涯学習推進費、説明欄3の施設管理費の4、新扶桑会館整備事業は、地中障害物撤去の工事請負費1億1,794万7,000円を増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。第9款教育費、第6項保健体育費、第1目スポーツ振興推進費、説明欄2、スポーツ振興費の3、保健体育事務は、昨年度実施いたしましたブラインドサッカーファンフェスタを今年度も開催する経費でございます。歳入にございます東京都のスポーツ振興等事業費補助金を活用し、実施するもので、開催業務委託料として99万9,000円を計上するものでございます。

以上、議案第57号、平成29年度福生市一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでございますか。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第58号、平成28年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明を願います。

教育総務課長 それでは、議案第58号、平成28年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、提案理由並びに内容について説明をさせていただきます。

19ページをご覧ください。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに公表する必要があるため、本議案を提案するもの

でございます。

報告書の作成に当たっては、各所管部署におきまして、福生市教育振興基本計画の改定に基づく教育推進プランから事業を抽出いたしまして、事業の点検、評価を行いました。また、評価を行う有識者といたしまして、5月の教育委員会定例会にて岩崎久美子氏と金子一彦氏の2名をお決めいただきましたが、6月23日に第1回会議を開催し、有識者に対し、各事業の所管課から主な事業の取組状況について説明を行いました。その後、7月6日に再度お越しいたいただき、事業や取組について質疑応答を行いまして、その後お二人からの評価を掲載し、報告書としてまとめたものでございます。

別冊の議案第58号資料をお願いいたします。報告書の様式につきましては、昨年度と変更はございません。報告書中の「はじめに」の次のページの目次をお願いいたします。全体の構成でございますが、1として福生市教育委員会の教育目標、2として教育目標を達成するための基本方針、3として事務事業一覧、4として事務事業評価の見方、5が事務事業評価で教育振興基本計画に基づく施策の体系で評価しております。6として平成28年度福生市教育委員会活動一覧、7として平成28年度教育委員会定例会臨時会等報告、8として有識者お二人からの評価、9として参考資料を掲載しております。

4ページの3、横書きの事務事業一覧をお願いいたします。一覧のとおり、全部で56事業を自己評価いたしました。

5ページをお願いいたします。下段の今後の取り組みの方法の規定では、継続が52件、拡充展開が3件、改善が1件、縮小統合が0件、終了が3件となっております。件数が59件となりますのは、No.47の社会教育関係職員研修の事業において、複数の課が評価しているためでございます。有識者からの評価は、45ページから49ページまでに掲載されておりますが、学力向上や生涯学習活動の推進などが積極的に実施されていることを高く評価していただいていることや、点検及び評価報告書の評価と課題の記載において実質的な内容が記載されるようになり、改善が見られるようになったことなどについて評価をいただいているところでございます。

なお、本報告書につきましては、市議会や市内小・中学校、図書館等に配布するほか、ホームページにおきましても掲載する予定でございます。

以上、議案第58号、平成28年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についての説明とさせていただきます。

きます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 一番最初に書いてある、人権尊重教育推進校事業なのですけれども、六小は去年で終わって新たにまた人権尊重教育推進校は指定されているのですか。

特別支援教育担当主幹 今年度は、指定を受けておりません。

坂 本 委 員 そうすると、継続とありますが、事業名は何か別の名前になるのでしょうか。

特別支援教育担当主幹 事業名は、人権尊重教育推進校事業となっておりますが、これは、人権尊重教育推進校事業の研究結果等を踏まえ、本市の全ての学校において一層、人権教育を推進していくという意味合いを込めまして、継続としたところです。

坂 本 委 員 人権教育推進委員会というのは毎年必ず設置するものですよね。そうすると、この委員会を事業ということで毎年やるということではないのですか。

特別支援教育担当主幹 御指導ありがとうございます。今年度からは、「人権教育の推進」として取り組んでいきたいと考えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

坂 本 委 員 はい。

教 育 長 ほかにございますか。御意見等何かございましたらお願いいたします。いかがですか。特にございませんか。

渡 辺 委 員 先ほど新扶桑会館の補正が出たと思うのですけれども、この48番の新扶桑会館整備事業は新たな追加工事を含めて30年に完成するという事ですか。

生涯学習推進課長 補正予算の説明のところございました地中障害物撤去工事による計画変更につきましては、この評価者会議の後に決定しておりまして、この評価書作成の段階ではまだ30年度完成という形になっておりました。供用開始につきましては、延期という形になります。

渡 辺 委 員 では、具体的にはまだ出ていないということ。

生涯学習推進課長 はい。現在まだ決まっておりません。こちらの記載については修正いたします。

教 育 長 よろしいですか。

渡 辺 委 員 はい。

教 育 長 ほかにございますか。

坂 本 委 員 34ページの下にある49番、コミュニティへの援助協力というところで、講座終了後、講座参加者は、公民館、小学校などのさまざまな場で学習成果を発揮したと書いてあるのですけれども、具体的に学校だとか公民館、どこでもいいですから、何か例を1つ紹介していただけるでしょうか。

公 民 館 長 具体的な一例を申し上げます。講座終了後にその参加者が公民館の別の講座の講師となりまして、参加者と一緒にその講座の成果を発揮するといった例がございます。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。いかがでしょうか。

よろしいですか。ないようでしたら、質疑を終わりますが、よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第58号は原案に一部修正をもって決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案に一部修正をもって可決することといたします。

次に、日程第5、議案第59号、通学路における防犯カメラの設置について(諮問)を議題といたします。教育総務課長より内容の説明を願います。

教育総務課長 それでは、議案第59号、通学路における防犯カメラの設置について(諮問)の提案理由並びに内容について御説明をさせていただきます。

21ページをご覧ください。まず、提案理由でございますが、通学路における防犯カメラの設置について、別紙のとおり福生市個人情報保護審議会に諮問したいことから、本案を提出するものでございます。

議案第59号の別紙資料をお願いいたします。諮問のかがみ文を1枚おめくりいただきまして、通学路における防犯カメラの設置についてをごらんください。

1の設置場所でございますが、福生市内小学校の通学路の10カ所でございます。次のページのA3横の地図のうち、四角のマークが今年度設置を予定しております場所でございます。その次のページ以降からは各小学校の設置場所を拡大した資料を添付しているところでございます。拡大図では桃色の部分が本年度の設置場所、矢印は撮影方向を示しております。



なお、設置場所につきましては、学校、PTA、町会の代表者と教育委員会にて協議をいたしまして決めさせていただいております。

恐れ入ります。もとの通学路における防犯カメラの設置についての資料にお戻りください。2の設置台数でございますが、記録媒体内蔵型カメラ10台、3の機器の使用につきましては、屋外デイナイトカラーで有効画素数38万画素以上のカメラ機能でございます。

4の映像の保存期間は7日間でございます。これらの仕様等につきましては、設置箇所数と台数以外は昨年度と同様でございます。

5のカメラ設置の理由でございますが、児童が通学路において交通事故及び犯罪による被害を受けないよう見守り体制を整備し、児童等の安全確保を図っておりますが、見守り活動を補完するものとして防犯カメラを設置し、防犯機能を高めるとともに、犯罪及び事故の抑止効果を図るものとしております。

6の個人情報の保護措置として、映像データにつきましては、福生市個人情報保護条例、福生市防犯カメラの設置及び運営に関する条例及び福生市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する規則の規定に基づき適正に管理をいたします。

7の運用開始時期でございますが、個人情報保護審議会から答申をいただいた後、入札等を行い、カメラの設置は年度内となる予定でございます。なお、昨年個人情報保護審議会では防犯カメラの設置、運用に当たり、個人情報の保護に配慮するよう指導及び監督を徹底し、適切な運用を図るようにとの答申がございました。今年度におきましても、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置と民家などが映らないようマスキングを施すなどの対応について丁寧に説明をしていきたいと考えております。

以上、議案第59号、通学路における防犯カメラの設置について諮問の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

野 口 委 員 何年かかけて設置されているようなのですけれども、過去に何かそういう事件とかがあったときに、このデータを引っ張ってきて調べてみようかという事例というのはどれぐらいあったのでしょうか。

教育総務課長 平成28年度から運用を開始しております。28年度の警察からの照会件数でございますけれども、3件ございました。平成29年につきましては、平成29年8月、今日までですが、3件の照会がございます。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

野 口 委 員 はい。

教 育 長 ほかにございますか。

よろしいですか。ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、報告第24号、平成29年度新学習要領等に係る教職員の理解促進に向けた取組についてを議題といたします。参事より内容の説明をお願いします。

参事兼教育指導課長 それでは、平成29年度新学習要領等に係る教職員の理解促進に向けた取組につきまして、文部科学省、東京都教育委員会の動き等含めまして、御報告いたします。

本市の取組につきましては、東京都教育委員会の今後の説明、資料提供、その他の情報を収集しながら最終的に確定してまいります。本日は、方向性ということでお聞きください。

初めに、A3判カラー刷りの資料をご覧ください。まずは、文部科学省の動きでございます。表の一番上の年度をご覧ください。

新しい学習指導要領につきましては、昨年度末、平成29年3月31日付で告示されました。全面実施につきましては、ペーパーの右のほうです。小学校につきましては、平成32年度、2020オリンピックの年でございます。中学校は、翌年の2021年、平成33年度でございます。文部科学省ではこの新しい学習指導要領の実施に関するスケジュールについては、周知徹底期間を平成29年度としておりまして、移行期間を小学校は平成30、31年度の2年間、中学校は平成30から32年度までの3年間としております。

移行の内容につきましては、大きく5点ございます。1枚おめくりいただきまして、A4の資料をご覧ください。2、移行措置の内容と書かれているところがございます。大きく5点ございます。

まず第1は、学習指導要領の要でありまして、教育課程に関する基本原則を示し、教科書の対応を要しない総則、次に、総合的な学習の時間及び特別活動につきましては平成30年度から新しい学習指導要領としています。

第2に、指導内容や指導する学年の変更などに特例を定める教科、小学校でいいますと、国語、社会、算数、理科、中学校では国語、社会、数学、理科、保健体育につきましては、指導する学年の変更などによりまして、指導内容に欠落が生じないように特例を定める教科として指定されております。

第3につきましては、それ以外の教科につきましては、できる規定ということで、準備ができたところから取り組んでいくというようなこととございます。

第4は、道徳でございます。過日、教科書採択をしていただきましたが、小学校につきましては30年度から、中学校については31年度からということになります。

5点目は、小学校外国語活動でございます。こちらにつきましては、これまで準備してきたとおりでございます。新しい学習指導要領の外国語活動及び外国科の内容の一部を取り扱うというふうになってございます。

以上が、文部科学省の動きでございます。これを受けまして、東京都教育委員会ではこの8月30日、31日に平成29年度新教育課程説明会と題しまして、改訂の趣旨を中心とした概要説明がでございます。あわせて文部科学省が都道府県教育委員会を対象に説明会をいたしましたけれども、そのときの内容が盛り込まれた資料が配付されます。また、平成30年1月には具体的な変更内容のポイント解説が盛り込まれている資料が東京都教育委員会から私どものところに配布されてまいります。その後1月下旬には説明会が開かれる予定になっております。

こうした文部科学省、そして東京都教育委員会の動きを踏まえまして、本市では新しい学習指導要領の理解促進を図ってまいります。

再度、A3判のカラー刷りの資料に戻っていただきたいと思っております。今年度中に取り組むこととして、大きく取組1から3を考えております。ペーパーの左側に取組1、2、3と書かれております。

まず、取組1につきましては、新しい学習指導要領の理解促進ということでございます。これは、総則を中心にまず校長会、副校長会で周知をしてまいります。さらに、教育課程の編成を中心的に担う教務主任の集まりであります教務主任会、さらには本市独自の学力向上推進委員会で周知を図ってまいろうと考えております。続いて、取組の2、こちらは道徳についてでございます。これについても同様に、校長会、副校長会、教務主任会等で周知を行うとともに、過日教科書採択の結果を受けまして、道徳調

査委員会において年間指導計画のひな形を作成しまして、これに応じて各学校で指導計画の作成を行います。

また、「考え、議論する道徳」の展開については、各学校における道徳授業地区公開講座におきまして試行していく予定でございます。

取組の3、外国語活動につきましては、英語教育推進委員会において、既に年間指導計画（案）、学習指導案の事例案、さらには補助教材等の作成を行っておりますが、これらにつきまして1月下旬までに完成させて、学校へ配付し、それぞれ学校で準備に入っていく予定でございます。

その他につきましては、今年度中、東京都の動きを把握しながら取組を確定してまいります。

8月の東京都教育委員会の説明会を経て、十分もう一度プランについては練り直ししながら、最終的に確定していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いをいたします。

坂 本 委 員 移行措置に関して伺いたいのですけれども、道徳について中学校は一応31年度から新しい特別の教科道徳になる予定ですね。

参事兼教育指導課長 はい。

坂 本 委 員 先ほどの資料を見ますと、平成30年度は先行可能と書いてあるのですけれども、もし先行するとなると教科書はどういうふうになるのでしょうか。わかったら教えてください。

参事兼教育指導課長 教科書はございませんので、現在使っている副読本を使いまして、授業方法のところで創意工夫をして、「考え、議論する道徳」に移行させていくことになると考えております。

坂 本 委 員 東京都ではできるだけ先行してやるということを前から取り組んでいたと思うのですけれども、東京都として、先行してやりなさいとかそういう指示はあるのですか。

参事兼教育指導課長 具体的にこうなさいという指示はありませんけれども、準備できたところから推進していくようにということでございますので、本市としては準備をしてきたところでございます。国からは「私たちの道徳」、あるいは東京都でも読み物資料が発行されておりますので、そういったものを活用しながら、早速新しい学習指導要領に準じて行っていきたいと考えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

坂 本 委 員 はい。

教 育 長 ほかにございますか。よろしいですか。  
それでは、ないようですので、質疑を終わります。  
お諮りいたします。報告第24号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。  
よって、報告第24号は報告のとおり承認することといたします。  
次に、日程第7、報告第25号、福生市食物アレルギー対応マニュアルの作成についてを議題といたします。教育支援課長より内容の説明をお願いします。

教育支援課長 日程第7、報告第25号、福生市食物アレルギー対応マニュアルの作成について御説明いたします。資料につきましては、当日配付の第25号資料、福生市食物アレルギー対応マニュアルになります。

平成29年9月に新たに防災食育センターで小・中学校完全給食の実施と、食物アレルギー対応給食の実施に伴い、今まで当市に整備されておられませんでした食物アレルギー対応マニュアルを作成いたしました。本マニュアルでは、食物アレルギー対応について事故の未然防止の徹底を図り、学校関係者、学校給食センター関係者、医療関係者や児童・生徒の保護者等が相互に連携を図り、組織的な対応を確実にとることができることを目的としております。あわせて児童・生徒が安心安全においしい給食を食べることができるよう作成いたしました。作成に当たりまして、文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針や日本学校保健会の学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインに基づき、本市の実態に即した内容として教育指導課や学校からの協力を得て、教育支援課、学校給食課と共同でマニュアルを作成いたしました。

マニュアル目次、1ページおめくりいただきまして、目次により御説明させていただきます。福生市食物アレルギー対応の基本的な考え方及び対応方針に始まりまして、1、食物アレルギーの正しい理解について、2、食物アレルギー疾患を有する児童・生徒の把握について、3、学校における食物アレルギーの対応について、4、学校給食における食物アレルギー対応について、5、食物アレルギー対応給食について、6、食物アレルギー疾患を有するため食べられない献立等がある場合、7、緊急時の対応、8、学校生活での留意点、そして最後に資料編といたしまして、資料1から資料9まで、これは主に申出書関係の様式をつけさせていただいており

ます。既に学校給食を実施しております小学校での取組に加え、新たに提供される食物アレルギー対応給食の対象者や、提供する際の手続き、学校での対応等について記載させていただいております。

今後、校長会、副校長会等を通じまして、この福生市食物アレルギー対応マニュアルとあわせまして、別紙お配りしております東京都作成の食物アレルギー緊急時対応マニュアルを配付いたしまして、教職員に周知を図ってまいりたいと考えております。

このマニュアルは、修正の必要が生じた際に随時修正を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでございましょうか。小・中学校完全給食の実施9月1日からということで今鋭意万全を期してその準備に当たっているところでございます。9月1日の開始に間に合うようにということで事務局もかなり焦って仕事をしたというのがございまして、今後さらに、よりよいものにしていかなければならないという点では修正等も今後出てくるやに思いますが、とりあえず手続等全て完了している段階で、今後学校において緊急等の対応が発生した場合、これが一番重要になってこようかと思っておりますので、そういった場合につきましても、ただいま御説明いたしましたように、学校とともに事務局は、万全に対応を図ってまいりたいと思っております。特に、このためのマニュアルにおつけしております食物アレルギー緊急時対応マニュアルという東京都が作成しているマニュアルがございしますが、これは既に学校には周知をしているものでございまして、これらに基づいて学校は既に研修等も行っておりますので、対応はこれに基づいてできる状態にはなっておりますけれども、あわせて確認の意味も含めてもう一度配付し、念を入れたというところでございます。

何か御意見等ございましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 食物アレルギー対応委員会の設置というのはもう全校で終わっているということでしょうか。

教育支援課長 各学校において食物アレルギー対応委員会の設置はされております。

坂 本 委 員 除去食の申し込みについて、日本語がよくわからない保護者が十分理解できて申し込みもきちんとするかどうかというのは、何か1回話題になったような気がしたのですけれども、それへの対応策みたいなものについては、こんなことをやったというのがありましたらちょっと御紹介いただきたい

のですが。

学校給食課長 外国人等への周知ということでございますが、保護者への周知でございますが、全保護者に学校を通して書類を配布いたしました。今のところ、わかりにくいとかそのようなお話はございませんで、しっかり周知されているものと考えております。

以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。ほかにもございますか。

それでは、何かお気づきの点ございましたら、また御意見等お寄せいただければと思いますが、ひとまずはここで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第25号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第25号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第8、その他報告事項について、事務局からは特にございませんか。委員の皆様からございますか。

事務局からありますか。

生涯学習推進課長 申し訳ございません、先ほど新扶桑会館整備事業の計画についての御質問にお答えいたしました。補足説明をさせていただきたいと存じます。建築工事につきましては、平成31年3月に完成という計画になっております。

以上でございます。

教 育 長 よろしいですか。

渡 辺 委 員 はい。

教 育 長 修正、訂正をさせていただきます。

渡 辺 委 員 いつできるかなと思ったのです。

教 育 長 申しわけございません。よろしく願いいたします。

ほかにもございますか。委員の皆様から何かその他報告事項ございましたらお出しいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、その他報告事項を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年第8回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。